

つながれ、未来へ。

出展のご案内

初開催

熱中症対策 EXPO 2027

2027. 3. 2(火) - 5(金) 東京ビッグサイト 東7ホール

10:00~17:00 (最終日のみ16:30まで) <https://messe.nikkei.co.jp/nt/>

【主催】日本経済新聞社

申込締切日

2026年

10月9日(金)

早期申込締切

8月31日(月)

ごあいさつ

従業員の方を守るための「熱中症対策」は、“必須インフラ”へ

日本経済新聞社は、「熱中症対策 EXPO 2027」を、2027年3月2日(火)から5日(金)までの4日間、東京ビッグサイトで開催する日経メッセ内で初開催いたします。

ご存じのように2025年6月1日から、職場における熱中症対策が法的義務(罰則付き)として義務化されました。対策を怠った場合は、懲役や罰金が科せられる場合もあり、法人も処罰対象です。是正勧告や作業停止命令が出される場合もあります。2024年の職場における熱中症死傷者は1,257人という統計も出ています。実際に死傷する方が出る以前の問題として、熱中症の危険がある職場にそもそも求人をして誰も応募しないでしょう。従業員の方のエンゲージメントを高め、ビジネスを円滑に遂行するために必ず対応しなければいけません。

対応策も様々な視点から行う必要があります。暑さ指数の測定・見える化、ウェアラブル機器、設備・資材、運用サービスなどの熱中症対策製品・サービスなどは法対応への必要性から、そして何よりも大切な従業員を守り、確保するための「必須インフラ化」していると言えるでしょう。これからも気候変動の影響により、さらに対策を加速させる必要性が高くなっていくと考えられています。

対策に必要なのは屋外、屋内問いませんが、特に屋外で働く方のリスクが高いことはいまでもありません。日経メッセは主に警備業界を対象にした「SECURITY SHOW」、建設業界を対象にした「建築・建材展」、屋外作業も必要なビルメンテナンス業界を対象にした「ビルメン CONNECT」を同時開催する国内屈指のビジネス展です。日本経済新聞社ならではの意思決定層が来場します。他にも来場ターゲットである流通業界も配送業務、庫内作業を行う企業やバイヤーのニーズが高いと考えております。国や自治体も補助金を設け、対策の後押しをさせていただいております。40度以上の日の名称が「酷暑日」に決まり、話題性も高まります。真夏に向けて3月に東京で開催する本展示会は、プロモーションや商談を行う絶好の機会です。

熱中症対策を最優先で取り組まなければいけない産業界の意思決定層に向けて、ぜひ「熱中症対策 EXPO 2027」へのご出展をご検討ください。

日本経済新聞社

開催概要

- 名称 熱中症対策 EXPO 2027(第1回)
- 会期 2027年3月2日(火)~5日(金) 10:00~17:00(最終日のみ16:30まで)
- 会場 東京ビッグサイト 東展示棟(東京都江東区有明3-10-1)
- 展示規模 30社・団体、60小間(見込み)
- 来場者数 43,000人(見込み、同じ館内で同時開催するSECURITY SHOW、ビルメン CONNECTとの合計)
- 入場料 無料(事前登録制)
- 主催 日本経済新聞社
- 協力 テレビ東京、日経BP(順不同)
(申請予定)
- 同時開催 【東展示棟】JAPAN SHOP、建築・建材展、ライティング&家電フェア、リテールテックJAPAN、SECURITY SHOW、ビルメン CONNECT
【西展示棟】フランチャイズ・ショー、人手不足対策展、インバウンドビジネス展

熱中症対策 EXPO 2027

1 熱中症対策は法律で定められる義務から 従業員を守るためのインフラへ

熱中症対策は、企業に法律で課せられた義務ですが、「人手不足の時代に大切な従業員を守る」「働きやすい環境を整備することで雇用を増やす」「熱中症の危険が高い日でも対策をして、ビジネスを継続する」などの観点から、企業としては対策が必須なインフラと言えるでしょう。40度以上の名称が「酷暑日」に決定し、今後も気候変動により高温の日が続くことが予想されることから、継続した対策が企業として必要になっています。

2 同時開催する日経メッセ「SECURITY SHOW」「建築・建材展」 「ビルメン CONNECT」との相乗効果

日経メッセでは、主に警備業界を対象に防犯設備などを紹介する「SECURITY SHOW」、主に建設業界を対象に建築資材や建設DXなどを紹介する「建築・建材展」を同時開催します。どちらも業界では国内屈指の展示会で、主に屋外で仕事をしなければいけない2大産業です。さらに屋外作業も必要なビルメンテナンス業界を対象に設備管理、清掃・衛生管理サービスなどを紹介する「ビルメン CONNECT」も同じホールで開催。他にも、配送や倉庫を担う流通業など熱中症対策を真剣に考える必要がある業界の方が集まります。

3 商談効果の高い東京での3月開催

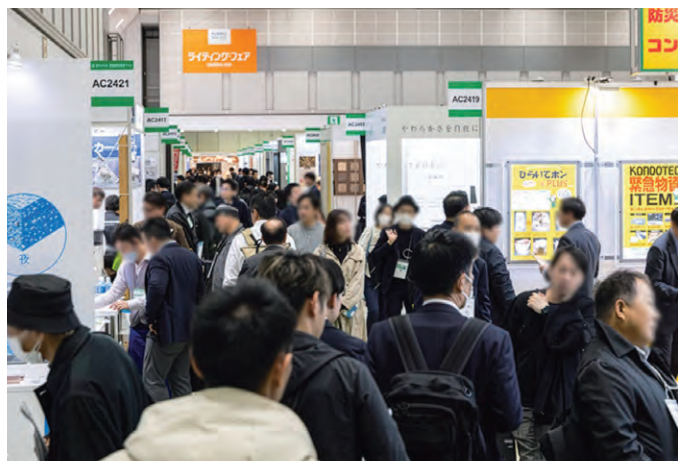
熱中症対策を行う来場者である企業側から考えると、夏になって今年は暑いから熱中症対策を行う、というスケジュールでは発注が間に合わない可能性があります。毎年真夏は暑くなる、という想定をしながら春から対策をすべきであることは言うまでもありません。本展の開催時期や会場は、真夏に向けた商談のタイミングとして絶好であると考えております。

4 日本経済新聞社のビジネスメディアの総力を結集し、 意思決定力のある経営層を動員

「日本経済新聞」をはじめ、会員数が600万人を超えた「日経電子版」など、多彩なメディアに記事、広告を多数掲載。企業の意思決定層を集客します。さらに主催者からのダイレクトメールやメール配信、リスティング広告など、新聞メディアを超えたマーケティングも実施します。



SECURITY SHOW 2026会場



建築・建材展 2026会場

熱中症対策 EXPO 出展対象

1 暑熱環境対策・空調ソリューション

屋外や半屋外、工場・倉庫・仮設現場の暑熱環境を改善する業務用空調、除湿、送風などの機器・システムを紹介。

業務用空調機(屋外・仮設・スポット冷房)、除湿機・産業用除湿システム、業務用扇風機/工場扇、倉庫・物流施設向け暑熱対策機器

2 冷却・給水・ミスト対策

作業者が現場を直接冷やすミスト、散水、冷却・保冷材など、即効性の高い暑熱対策ソリューションを提案。

ミスト冷却システム、散水・打ち水システム、冷却・保冷材(首・身体用)、クールスポット・休憩所向け機器

3 作業者の安全・ウェアラブル対策

ファン付き作業服や冷却ベスト、遮熱・UV対応作業服、安全用品など、作業者の身体を守る個人向け対策を展示。

空調作業服・冷却ベスト、作業服・警備服(遮熱・UV・吸汗速乾)、ヘルメット・安全帽(遮熱仕様)、安全・保安用品(現場向け)、汗・ニオイ対策製品、紫外線(UV)対策製品

4 建築・設備・遮熱技術

遮熱・断熱建材、遮熱塗料、日除け設備など、建物や空間全体の温度上昇を抑える恒久的な対策を紹介。

断熱・遮熱建材、遮熱塗料・高反射塗料、屋根・外壁の遮熱改修技術、日除け・シェード・屋外設計部材

5 計測・予測・管理(DX/AI)

環境計測、ウェアラブル、AI・IoT、気象予測アプリなど、熱リスクの見える化と現場管理の高度化を支援。

環境計測機器(WBGT、温湿度センサー)、ウェアラブルセンサー、AI/IoTによる体調・危険検知、熱リスク管理アプリ・クラウドサービス、気象予測・暑熱警戒アプリ、現場管理ソフト・ダッシュボード

6 予防・健康・教育サービス

熱中症対策食品や健康管理、研修・eラーニング、法令対応コンサルなど、組織的な予防策を幅広く提案。

熱中症対策食品・飲料(経口補水液等)、サプリメント・栄養補助食品、教育・研修・eラーニング、コンサルティングサービス(法令対応・安全衛生)、健康経営・BCP支援サービス

熱中症対策 EXPO 来場対象

1 警備・屋外業務従事者

警備業、イベント運営、施設警備、交通誘導など、屋外や炎天下で業務に従事する現場責任者・管理者・装備選定担当者

2 建設・土木・設備工事関係者

建設、土木、設備工事、プラント、メンテナンス分野の現場管理者、安全衛生担当者、施工・設備計画担当者

3 物流・倉庫・配送業界関係者(流通・物流関係者)

物流・倉庫・配送分野の現場責任者、センター運営管理者、作業環境改善・安全対策担当者

4 流通・小売・施設運営関係者

流通・小売業のバイヤー、店舗運営、施設管理、バックヤード・作業環境改善担当者

5 企業の安全・総務・人事・健康管理部門

企業・団体の総務、労務、安全衛生、健康管理、BCP・リスクマネジメント担当者

6 自治体・公共・インフラ関連

自治体、公共施設、交通・インフラ分野の施設管理、現場運営、安全対策に関わる担当者

NIKKEI MESSE

街づくり・店づくり総合展

街づくり・店づくりをテーマに、相互に関連性のある専門展示会を同時開催。
約1,200社が出展する国内屈指のビジネス展示会です。

出展者数 約1,200社

出展領域 店舗・商業施設、オフィス、住宅、公共施設、インフラなど

来場対象 小売・流通業、設計・デザイン、建設業、情報システム、製造業など

「日経メッセ 街づくり・店づくり総合展」は、コミュニティのにぎわいを創出する「店舗・商業施設」を中心に、ビジネスの拠点となる「オフィス」、豊かな暮らしの基盤となる「住宅」「公共施設」などを対象に、「JAPAN SHOP」「建築・建材展」「ライティング&家電フェア」「リテールテックJAPAN」「SECURITY SHOW」「ビルメン CONNECT」「フランチャイズ・ショー」「人手不足対策展」「インバウンドビジネス展」のほか、今回新設の「熱中症対策 EXPO」など相互に関連性のある専門展示会を同時開催、約1,200社が出展する国内屈指のビジネス展示会です。

にぎわいあふれる快適で安全な街づくり・店づくりのためのデザインや最新テクノロジーなどが展示され、活発な商談・情報交換が行われます。1972年の初開催から数えて50年以上の歴史を有する「日経メッセ 街づくり・店づくり総合展」は、これからも関連産業の発展に貢献してまいります。

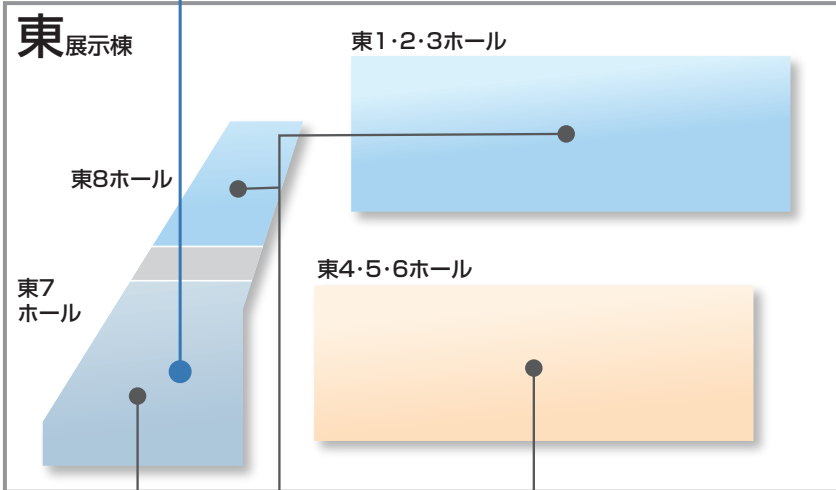
同時開催展

熱中症対策 EXPO

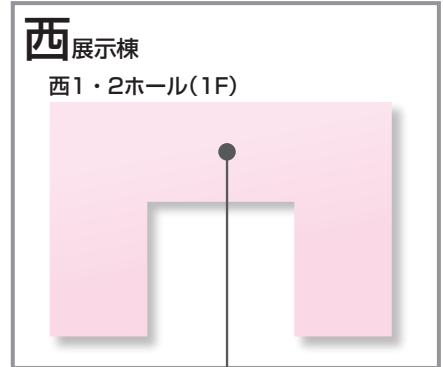
(初開催)

従業員の方を守るために必須インフラとなっている「熱中症対策市場」。屋外で勤務する必要がある警備業界や建設業界を来場ターゲットとした同時開催展との相乗効果で効果的な商談を表現

東 展示棟



西 展示棟



SECURITY SHOW

(第35回)

防犯カメラや警備システム、インフラセキュリティ、サイバーセキュリティ、ホームセキュリティ、災害対策など、社会やビジネスの「安全・安心」を守る製品・サービスが一堂に会する日本最大級のセキュリティ総合展

リテールテック JAPAN

(第43回)

流通・小売業界のビジネスを変革する代表的なシステム・機器が一堂に揃う日本最大の展示会。人手不足対策、AI・データ活用、EC、マーケティング、決済システム、リテール物流などを紹介

建築・建材展

(第33回)

住宅・店舗・ビル用の各種建材をはじめ、設備機器やソフトウェア、工法、関連サービスなどを幅広く紹介する国内有数の建築総合展。DX関連、防災・減災、抗菌・抗ウイルス、木造・木質などのゾーンを展開

フランチャイズ・ショー

(第44回)

フランチャイズ(FC)本部による加盟店募集をはじめ、販売代理店・ビジネスパートナー募集、コンサルティング、海外関連の情報を紹介する日本最大級のFC展示会(3月3日(水)から)

人手不足対策展

(第2回)

人手不足に対応する、AIを活用した接客・顧客対応、業務効率化、採用支援ツールのほか、店舗運営省力化システムや、売り上げ向上、マーケティング支援などのソリューションを紹介(3月3日(水)から)

ビルメン CONNECT

(第3回)

設備保守や清掃から人手不足対策まで、建物施設管理に関わる製品・サービスを紹介。スマートビルに関する企画展も実施。ビルメン業界と日経メッセの多様な来場者を「つなぐ」展示会

JAPAN SHOP

(第56回)

最新の商空間デザイン・ディスプレイ、店舗什器・設備、インテリア、家具、照明、サイン・看板、店頭POP・SPツールなどを紹介する国内最大級の店舗総合見本市。日本の伝統的なものづくりの技やデザインも集結

ライティング&家電フェア

(第20回)

最新の照明製品や多用途照明、照明を用いた新用途技術、システム、デバイスのほか、国内外の小型家電を中心に、店舗や一般家庭、オフィスまで便利でエコ、健康など話題を集める家電を幅広く紹介

インバウンドビジネス展

(第2回)

訪日外国人向けの接客支援、多言語対応、決済ソリューションをはじめ、地域への誘客施策や、訪日客を起点とした海外展開支援など、インバウンド関連ビジネスを多角的に紹介(3月3日(水)から)

※会場全体図は予定です。各展示会の配置は、出展申し込み状況により変更になる場合があります。

出展料金など

出展料金

1小間あたりの出展小間料(税込み)

出展小間数	早期申し込み価格※	通常価格
1小間	528,000円	561,000円
2～11小間	484,000円	517,000円
12小間以上	462,000円	495,000円

※2026年8月31日(月)までに出展申し込み手続きを完了した場合に、早期申し込みの価格を適用させていただきます。

共同出展について

複数企業による共同出展は、1社につき1小間以上でお申し込みください。例えば2小間の場合は合計で3社以上になる共同出展はできません。

来場者証QRコード読み取りサービス(料金：予定)

来場者の登録情報を提供するサービスです。料金は165,000円(税込み)、別途、データ提供費用が51件目以降1件あたり55円(税込み)がかかります。詳細は9ページの「出展に関する諸経費」をご覧ください。

小間位置の決定について

会場全体のレイアウトは、出展者数、展示小間数などを考慮して主催者が作成します。各社の小間位置は「小間位置抽選会」で決定します。

キャンセルについて

出展者の事情により、出展のすべてまたは一部の取り消し・解約をする場合、出展者は主催者が認める方法で主催者に届け出たうえ、請求金額の全額を主催者に支払わなければなりません。

期日	金額
出展申込受理通知の送付日以降	請求金額の全額

不可抗力による開催中止等の場合の出展料金について

感染症の拡大等、不可抗力により本展示会の開催中止や会期短縮を主催者が判断した場合、以下のとおり出展料金を返金します(広告代理店を通してのお申し込みの場合は広告代理店に返金します)。出展者の都合による出展キャンセルは、通常のキャンセル料がかかります。詳細は、出展規約を参照ください。

2026年12月31日(木)まで	出展料金の100%
2027年1月1日(金)～31日(日)	出展料金の80%
2月1日(月)～26日(金)	出展料金の70%
2月27日(土)～3月1日(月)(搬入・設営期間)	出展料金の50%
3月2日(火)～5日(金)(会期中・搬出撤去期間)	出展料金の0%

来場者への安全配慮について

展示ブース内で紫外線や特殊波長などを扱う場合は、来場者の安全に充分配慮してブース運営を行っていただくようお願いします。

出展申し込みに関する諸注意

- 11ページの出展規約を必ずお読みいただき、内容をご了承のうえ、お申し込みください。
- 本展では、主催者が事前に認めたものを除き、代金決済を伴う物品の販売やサービスの提供(即売行為)を禁止します。
- 出展の際の広告表現等については関連法規に抵触しないよう十分にご注意ください。
- 出展物の展示・実演の目的で、裸火の使用、または石油類等の危険物の会場への持ち込みをされる場合は、消防法により持ち込み容量の制限があります。
- 日本法人がない海外企業の出展は申し込み方法や出展料の振り込み方法が異なりますのでお問い合わせください。
- 中小企業を対象に、自治体が出展の助成制度を設けている場合があります。詳しくは自治体などに直接お問い合わせください。

出展申し込み方法

出展申し込みはウェブサイトからお手続きください。 <https://messe.nikkei.co.jp/nt/>

STEP 1



ウェブサイト内の出展申し込みページにアクセスし、「出展規約」に同意のうえ、案内に従って出展内容を入力してください。
※広告代理店を通してのお申し込みは、主催者が認めた広告代理店に限らせていただきます(ご不明の場合は主催者にお問い合わせください)。

STEP 2



出展内容を主催者が確認した後、出展担当者様宛に電子メールでご連絡します。このときに出展者IDをお知らせします。
電子メールの案内に従って「出展者マイページ」にログインし、STEP1で入力した内容が印字された出展申込書PDFをプリントアウトしてください。

※出展内容が本展示会の趣旨にそぐわないと主催者が判断した場合、申し込み受付を保留、出展内容の一部または出展そのものをお断りする場合があります。

STEP 3



申し込み締切日：2026年10月9日(金) ※早期申し込み割引は8月31日(月)まで

※主催者が募集する展示規模に達した場合、申し込み締切日前でも出展申し込みを締め切ることがあります。
プリントアウトした出展申込書PDFに、代表者印(または社印)を押印のうえ、以下の方法でご提出ください。

- ① 出展申込書をスキャンし、スキャンデータを出展者マイページからアップロードする。
- ② ①が難しい場合は、出展申込書の原本を主催者まで郵送する。

※出展申込書を郵送する場合は、必ず事前にコピーを取り手元に保管してください。

STEP 4



主催者から出展申込書を受理した旨を電子メール(出展申し込み受理メール)でお知らせします。
このメールを送信した時点で出展申し込みを受理したものとします。また、追って請求書を電子メールでお送りします。
なお、広告代理店経由で申し込みの場合は広告代理店よりご請求します。

STEP 5



出展小間料の振り込み **入金締切日：11月20日(金)**

振込手数料は出展者様にてご負担ください。期日までに出展者または広告代理店からの入金を確認できない場合は、申し込みを取り消すことがあります。

出展お問い合わせ先(主催者)

日本経済新聞社 コンテンツデザインユニット イベント事業部 Tel. 03-6256-7355
熱中症対策 EXPO担当 eメール：netchu@shopbiz.jp

開催までのスケジュール・出展者説明会(オンライン)

2026年8月31日(月)	早期申し込み締切
10月9日(金)	出展申し込み締切
※予定小間数に達した場合は、締切日以前に申し込みを締め切り、またはキャンセル待ちにさせていただきます。	
11月20日(金)	出展料金入金締切
11月26日(木)	出展者説明会 小間位置抽選会
12月中旬～2027年2月上旬	各種申請・申し込みの締切
2027年1月中旬	ウェブサイト公開・来場事前登録開始
1月下旬以降	来場プロモーション本格化 (日本経済新聞・リアルDM・メールマガジン・SNS、テレビ局取材誘致など) 招待状セットなどを出展者へ送付
2月27日(土)～3月1日(月)	搬入
3月2日(火)～5日(金)	会期
3月5日(金)	即日撤去—22時まで(※)

※規定作業時間内に搬出撤去を完了しない出展者には、展示ホール使用料など使用時間延長によって発生した経費の全額をご負担いただく場合がありますので、必ず規定作業時間内に搬出作業を終了してください。

出展者説明会・小間位置抽選会

出展者説明会、小間位置抽選会は、**オンラインにて2部構成で実施します。**

※ご担当者もしくは代理の方が必ずご出席ください。なお、説明会の詳細、参加用URL等は11月中旬頃にご担当者宛にeメールでご案内します。

●出展者説明会

日時：11月26日(木) 10:00～

内容：開催までの運営スケジュール、展示装飾に関する諸注意、出展細則・各種申込フォームなどの説明

※説明会は、アーカイブでも配信します。

●小間位置抽選会

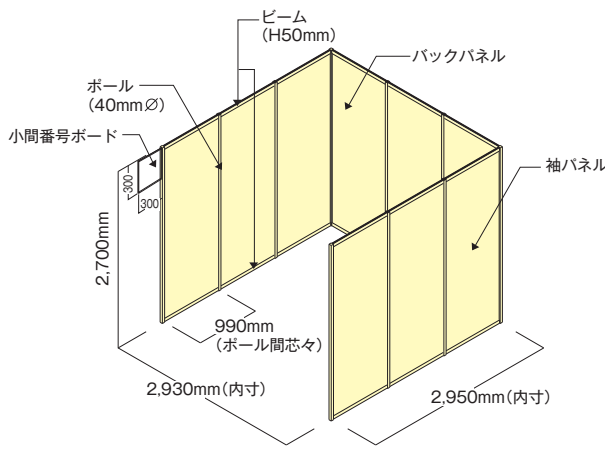
日時：11月26日(木) 午前(予定)

小間の配置は、直前にお送りする図面に基づき、当日の抽選にて決定します。**小間位置抽選会を欠席されると、抽選結果後の空きスペースでの出展となりますので必ずご出席ください。**詳細は出展担当者にご連絡させていただきます。

「熱中症対策 EXPO」の災害時対応について

日本経済新聞社は、地震や火災などの災害が発生した場合に、「初動対応」「情報収集」「避難誘導」「日・英の二カ国語による情報提供」「消火活動」「救護活動」などでより迅速で適切な対応を行うために、会場である東京ビッグサイトや他の関係者とも協議のうえ、マニュアルの整備、上級救命技能認定の取得、社員や運営スタッフの防災教育、避難・誘導訓練など、様々な取り組みを行っています。なお、本展の災害時対応に関する詳細は、出展者説明会でご案内します。

小間仕様



基礎小間の壁面はシステムパネルを使用します。

- 基礎小間には社名板、カーペット、テーブル、イス、照明器具などの備品はつきません。
- 4辺に隣接する小間がない独立小間(12小間以上)は、スペースのみの提供となります。上記基礎小間の壁面(バックパネル、袖パネルなど)はつきません。
- 共同出展で小間内に間仕切りを設置する場合は自社にてご準備ください。
- 基本部材であるボール(アルミ)、ビーム(アルミ)、パネル(3.8mm合板に両面塩ビシート貼り)などはすべてリユース品です。
- 部材に対して画びょうや釘・ネジは使用できません。
- 壁面にパネル類を両面テープで付けたり、カットニングシートを貼ったりすることはできますが、撤去時に必ず原状復帰してください。
- 部材を破損した場合は、破損料の実費を請求させていただきます。
- 両面テープでは付かないようなパネル類の取り付けは、フックとチェーンを使って壁面パネル上部のビームより吊り下げることができます。

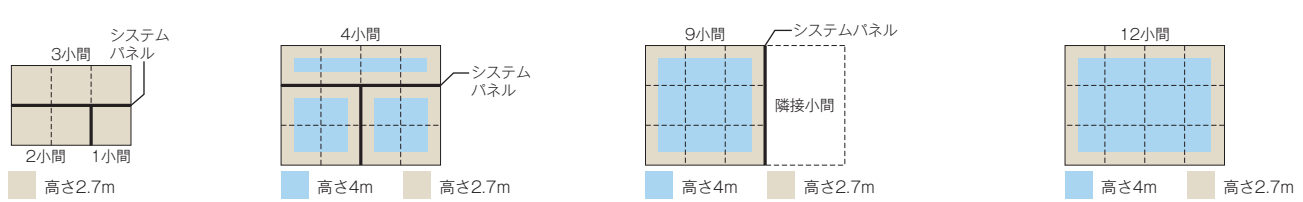
小間形状と高さ制限

四方が通路になる独立小間は12小間以上の場合となります。なお、4小間でご出展の場合は単列(1×4)、複列(2×2)のいずれかの小間形状をお選びください。**5小間の申し込みはできません。**

小間の高さを3小間以下は2.7mまで、4小間以上は4m(一部2.7m)までに制限します。

※出展製品自体が高さ制限を超える場合は、事前に日経展示会事務局までご相談ください。

小間数	高さ制限	形状制限
3小間以下	一律高さ2.7mまで	任意
4小間	隣接小間、後壁および通路から1m以内は高さ2.7mまで。それ以外は高さ4mまで	単列(1×4)または複列(2×2)
6小間、8小間、9小間、10小間	隣接小間、後壁および通路から1m以内は高さ2.7mまで。それ以外は高さ4mまで	任意
12小間以上=独立小間	通路から1m以内は高さ2.7mまで。それ以外は高さ4mまで	任意



※展示に車両を使用する場合も、この制限内に収めてください。

お知らせ

熱中症対策 EXPO 大阪 2027

2027年7月22日(木)、23日(金) 10:00 ~ 16:30

会場：インテックス大阪 入場無料(事前登録制)

熱中症対策 EXPOの大阪開催です。東京開催と同様に日経メッセ大阪内でSECURITY SHOW、建築・建材展と同時開催し、熱中症対策の製品、サービスを導入したい企業を動員します。

関西圏のユーザー企業へのプロモーションにぜひご活用ください。

出展に関する諸経費 (出展料金以外に発生するおもな経費)

※各料金および仕様については変更になる場合があります。詳細は11月の出展者説明会でご案内いたします。

来場者証QRコード読み取りサービス

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

ブースに来訪した来場者の登録情報を提供するサービスです。来場者証のQRコードを読みとることで、最速で来場当日からデータ取得が可能です。ブース来訪者から名刺を受け取り、データ化する作業が不要になります。お申し込みは11月下旬の出展者説明会以降となります。詳しくは出展者説明会でのご案内します。※読み取り件数による課金は51件目以降が課金対象となります。

料金(税込み・予定)

●サービス利用料：165,000円 ●データ料金(51件目以降)：1件あたり55円

料金例 読み取ったデータが300件の場合 165,000円+13,750円(55円×(300件-50件))=178,750円

自社小間の装飾

主催者が提供する基礎小間には、隣接する出展者との境の壁面(システムパネル)のみ設置されます(8ページ参照)。小間装飾は、各出展者の手配・負担で行ってください(社名板、カーペット、テーブル、イス、電源、照明器具などは一切ついていません)。なお、展示会事務局でも別途有料でパッケージブースやオプションパーツ(レンタル備品)をご用意しています。

電気工事費・電気使用料金

出展者の指定する位置に電気の配線と開閉器(ブレーカー)を設置します。配線および設置工事費は出展者の負担となります。電気工事費(小間までの配線と開閉器設置工事費、電気使用料金を含む)は、1kWあたり16,500円(単相100V、単・三相200Vとも同料金、いずれも税込み)です。電気工事費についての詳細は出展者説明会にてご案内します。開閉器から小間内の電気配線工事は各出展者で行ってください。※電気工事費および電気使用料金は価格の改定がある場合がございますのであらかじめご了承ください。

通信回線

小間内には高速共有光回線、アナログ回線、フレッツ回線、ブース間LAN接続などの各種通信回線を有料で設置することができます。

招待状セット・バッジ

招待状セット、VIP専用ルーム利用のご案内状、出展者バッジ・作業員バッジを出展者に配布します。自社の封筒を使うなど展示会封筒が不要な場合は、案内パンフレット、共通招待状のみ配布します。詳細は出展者説明会でのご案内します。

パッケージブース

パッケージブースとオプションパーツ(展示台、照明、各種レンタル備品)を組み合わせることにより出展形態および出展製品に合わせた独自の小間装飾を行うことができます。下記は一例です。詳細は出展者説明会でのご案内します。

ベーシックプラン A



- バンチカーペット (レッド、オレンジ、グリーン、ブルー、グレー、ベージュから色選択可)×1式
- バラベットの(白)×1式
- 社名サイン(ゴシック体、黒文字)×1枚
- ハイブイス×4脚
- 会議用テーブル(W1800×D600×H730)×1台
- 白布×3方(天場/腰部分)
- LEDスポットライト(ショートタイプ)×3灯
- 100Vコンセント(2口)×1個
- 一次側幹線工事費+電気使用料(100V、1kW)
- 運搬・設置費含む

料金(税込み・予定) / 1小間

バンチカーペットあり	バンチカーペットなし
133,650円	73,150円

ベーシックプラン B



- バンチカーペット (レッド、オレンジ、グリーン、ブルー、グレー、ベージュから色選択可)×1式
- バラベットの(白)×1式
- 社名サイン(ゴシック体、黒文字)×1枚
- 受付カウンター(UN-106A)×1台
- 丸テーブル(T-121)×1台
- ハイブイス(C-370)×4脚
- LEDスポットライト(ショートタイプ)×3灯
- 100Vコンセント(2口)×1個
- 一次側幹線工事費+電気使用料(100V、1kW)
- 運搬・設置費含む

料金(税込み・予定) / 1小間

バンチカーペットあり	バンチカーペットなし
139,700円	79,200円

ベーシックプラン 2小間



- バンチカーペット (レッド、オレンジ、グリーン、ブルー、グレー、ベージュから色選択可)×1式
- バラベットの(白)×1式
- 社名サイン(ゴシック体、黒文字)×1枚
- 受付カウンター(UN-106A)×1台
- 丸テーブル(T-121)×1台
- ハイブイス(C-370)×4脚
- LEDスポットライト(ショートタイプ)×6灯
- 100Vコンセント(2口)×2個
- 一次側幹線工事費+電気使用料(100V、2kW)
- 運搬・設置費含む

料金(税込み・予定) / 2小間

バンチカーペットあり	バンチカーペットなし
250,800円	129,800円

【お問い合わせ先】

日経展示会事務局(日経イベント・プロ内) Tel. 03-6812-8673 Fax. 03-6812-8649 eメール: machi-jimu@nex.nikkei.co.jp

出展規約

1. 規約の履行

1. 出展者(共同出展者を含みます。以下同じ)は「日経メッセ 街づくり・店づくり総合展」2027年開催の総合展示会(「JAPAN SHOP」[建築・建材展]「ライティング&家電フェア」[リテールテック・ショー]「SECURITY SHOW」[ビルメン CONNECT]「熱中症対策 EXPO」[フランチイズ・ジャパン]「人手不足対策」[インフレーションビジネス展]「フランチイズ・ショー」大阪「リテールテック大阪」[JAPAN SHOP 大阪]「SECURITY SHOW 大阪」[建築・建材展大阪]ほか企画展、関連企画を含み、これらを含めて以下「本展示会」と総称します)に出展するに当たり、本規約、株式会社日本経済新聞社(以下「主催者」といいます)から提示された「出展のご案内」(出展要項)、「出展者説明会」に配布する「出展細則・提出書類」、請求書、その他主催者から個別に提示される各種書類、電子メール等の記載内容(これを以下「本規約等」と総称します)を遵守しなければならず、出展者は出展関係者に対し遵守させるものとします。本規約等は、出展に関する全ての条件を規定するものであり、本規約等とは別にかなる契約書類も締結することはできません。

2. 出展者は、その役員・従業員・株主・出資者等の関係者、出展を取り次ぐ広告代理店、および展示スペースにかかる設営・撤去業者、展示の運営委託先その他本展示会に関して締結する契約の相手方(かかる契約相手方の再委託先・再々委託先等を含みますが、主催者を含みません)以下「出展者関係者」と総称し、出展者と出展者関係者を「出展者等」と総称します(以下「本規約等」を遵守させるものとします)。

3. 出展者等が本規約等に違反したと主催者が判断した場合、主催者はその時期(本展示会の搬入期間・開催期間を含みます)を問わず、次回以降を含む出展申し込みの不受理、主催者と出展者との間の本展示会に関する出展契約(以下「本出展契約」といいます)の解除、小間・展示物・装飾物の撤去・変更の命令、実演方法の変更・中止の命令、または関連サービスの提供中止を行うことができ、出展者はこれに従うものとします。その際、主催者の判断基準・根拠などは公表されません。本規約に基づき本出展契約が解除された場合でも、出展者が支払い済みの出展料金は出展者に返金されず、また出展者が出展料金を支払っていない場合は出展料金の全額を主催者(広告代理店)が出展を取り次ぐ場合(広告代理店)に支払わなければならないものとします。本出展契約の解除により出展料金を以上の損害が主催者およびその関係者に発生している場合には、主催者は出展者に対して別途損害賠償を請求します。

4. 主催者は、出展申し込みの不受理、本出展契約の解除、小間・展示物・装飾物の撤去・変更、実演方法の変更・中止等によって生じた出展者等の損害は補償しません。

2. 出展にあたっての諸注意

1. 本展示会への出展は、主催者が定める本展示会の開催趣旨に合致する製品・サービスを提供する法人・団体などに限定されます。主催者は、主催者が独自に定める出展基準に従い、法人・団体および製品・サービスなどが出展に適さないと判断した場合(以下①～⑨の事例を含みますが、これに限られません)は、出展申し込みの不受理および本出展契約の解除をすることができ、出展者等は主催者に異議を述べることができません。

- ① 出展申込書その他の提出書類に記載事項に不備や虚偽の申請などがあった場合
- ② 出展内容が本展示会の趣旨にそぐわないと判断される場合
- ③ 出展者等が第三者の権利(知的財産権、肖像権など)やプライバシーを侵害していると判断される場合
- ④ 他の出展者等や来場者等から苦情が予想される場合
- ⑤ 出展者等に法律違反、人権侵害、品質偽装、不適切会計、不正受給、刑事処分、重大な行政処分および行政指導違反等、深刻な不祥事または不品行が発覚したとき
- ⑥ 出展者が目録の整理手続きの申し立てをし、あるいは申し立てを受けている場合
- ⑦ 出展者等が【10. 反社会的勢力の排除】に定める反社会的勢力であることが判明した場合
- ⑧ 主催者が開催した過去の展示会で、出展者が出展規約に違反し、出展取り消しとなったことがある場合
- ⑨ その他、出展が不適当と主催者が判断する場合

2. 出展者等は、主催者が事前に認めた場合を除き、本展示会の会場内で、代金決済を伴う物品の販売サービスの提供(以下併せて「販売行為」といいます)を行うことはできません。

3. 共同出展の場合は、出展者は、共同出展に含まれる1出展者につき1小間以上で申し込みのものとします。例えば、2社で1小間の出展はできません。

4. 主催者は、感染症等の発生や流行地域としてWHO(世界保健機関)や厚生労働省、外務省などが指定・報告する国・地域(以下「指定国・地域」といいます)の出展者の出展申し込みを不受理とし、出展者との契約を解除する場合があります。なお、指定国・地域外からの出展者等の出展または来場においても、主催者の判断で主催者が指定する書類の提出を出展者等に対して求める場合があります。出展者等はこれに従うものとします。

3. 出展申し込みおよび出展料金の支払い

1. 出展者は、出展申込書に主催者が定める方法で提出するものとします。出展申込書に主催者が受領し、出展審査を経て、主催者が出展申込受理通知を出展者に対して電子メールで送信した時点をもって正式な出展申込受理とし、本出展契約が成立するものとします。また、出展者は、本展示会に初めて出展申し込みをする場合は、「会社案内」[製品カタログ]「登記事項証明書」など主催者が定める添付資料を主催者が定める方法で提出するものとします。なお、主催者が別途必要な添付資料を定める場合があります。主催者が求める資料を主催者が指定する期日までに提出しただけの場合、出展申し込みを不受理とすることがあります。出展申込書、添付資料その他すべての提出書類は返却しません。出展者はコピーを自ら保管するものとします。なお出展者は、主催者が認める広告代理店に出展の取り次ぎを委託することができます。

2. 本出展契約の成立後、主催者は出展者(広告代理店が出展を取り次ぐ場合には広告代理店)に出展料金を請求します。出展者は主催者(広告代理店が出展を取り次ぐ場合には広告代理店)が定める期日までに主催者(広告代理店)が出展を取り次ぐ場合には広告代理店)指定の銀行口座へ振り込むものとします(振込手数料は出展者が負担するものとします)。主催者が定める期日までに主催者への出展料金の支払いがない場合(広告代理店が出展を取り次ぐ場合には広告代理店)から主催者への出展料金の支払いがない場合、主催者は本出展契約を解除することができるものとします。この場合、出展者は①-3に基づき出展料金の全額を支払い、損害賠償の義務を負います(出展者が広告代理店に対して出展料金を支払い済みである場合は問いません)。

3. 主催者は、天災地変、疫病、感染症の蔓延、交通機関の遅延、ストライキ、戦争、内乱、テロその他の不可抗力のほか、主催者の責にやらない事由により本展示会の開催を中止、会期短縮(会期中の打ち切り)を含みます。以下同じ)または延期する場合があります。主催者による出展者に対する中止の旨の通知が、以下の①-③に属するいずれかの日にされた場合、主催者に支払われた出展料金は、当該通知のあった日(属する①-③)の基準に基づき、主催者(広告代理店)が出展を取り次ぐ場合には広告代理店)から出展者に対して返金されず(広告代理店を通じてのお申し込みの場合は、主催者は広告代理店に返金し、広告代理店が出展者に返金します)④の場合は返金しません。

- ① 2026年12月31日(木)まで：出展料金の100%
 - ② 2027年1月1日(金)から31日(日)まで：出展料金の80%
 - ③ 2027年2月1日(月)から26日(金)まで：出展料金の70%
 - ④ 2027年2月27日(土)から3月1日(月)まで(搬入・設営期間)：出展料金の50%
 - ⑤ 2027年3月2日(火)から5日(金)まで(会期中・搬出撤去期間)：出展料金の0%
- なお、主催者は、会場縮小または会期を延期する場合は、出展料金の取り扱い、変更後の会期および会場などについて出展者へあらためて提示します。

4. 出展契約の解約

1. 本出展契約の成立後における、出展者による本出展契約の解約は認められません。出展者(広告代理店)が出展を取り次ぐ場合には広告代理店を含みますが、本出展契約の解約を希望する場合、出展者(広告代理店)が出展を取り次ぐ場合には広告代理店を含みますが、主催者が認める方法で主催者に届け出たうえ、出展者が出展料金を支払っていない場合にはキャンセル料として出展料金の全額を主催者(広告代理店)が出展を取り次ぐ場合には広告代理店)に対して支払なければならないとします。また、出展者が出展料金を支払い済みときは、当該出展料金は、キャンセル料に充当されるものとします。

2. キャンセル料以上の損害が主催者またはその関係者に発生している場合には、主催者は、出展者に対して別途損害賠償を請求します。

5. 展示スペースの割り当て

1. 出展者の展示スペースは、主催者が定める小間の配置・形状に基づき決定し、出展者はその結果に従うものとします。小間位置抽選会がある展示会における展示スペースについては、そのルールに従って主催者が抽選を行い、出展者はその結果に従うものとします。

2. 出展者は、主催者が定めたまたは小間位置抽選会で決まった展示スペースをよりよい理由があっても、その全部または一部を問わず、他の出展者や第三者との間で交換・譲渡・貸与などすることはできません。

3. 前2項にかかわらず、主催者は、会場および所轄の警察署・消防署・保健所などによる指導・命令または他の出展者による出展キャンセル等があった場合、出展者の承認を要せず小間配置の全体レイアウトを変更することがあります。

6. 各種書類の提出

出展者等は、「出展細則・提出書類」の提出書類など主催者が求める各種書類を指定期日までに所定の方法で提出しなければなりません。出展者等がその書類を提出せず、または指定期日までに提出できない場合、主催者またはその関係者から展覧計画の変更を求められることとなり、主催者またはその関係者が提供する各種サービスを利用できないことがあり、出展者等はこれに従うものとします。

7. 展示に関するルールの概要

1. 出展申込書に記載された法人・団体および製品・サービスのみが展示対象となります。その親会社・子会社・関連会社その他の関係会社およびグループ・提携関係にある法人・団体であっても本出展申込書に記載がない場合は、それらの製品・サービスなどの出展や、小間内ではこれらの社名などの掲出ができないうちもありません。また、この注意にご注意ください。

2. 出展者は、出展申込書に記載された法人・団体および製品・サービスなどの出展内容などに変更が生じた場合、すみやかに主催者が定める方法で主催者に届け出たうえで、許可を得なければなりません。

3. 装飾・展示物などの搬入・搬出および展示方法などは、「出展細則・提出書類」に規定され、出展者等はこれを遵守しなければなりません。

4. 出展者等は、通路など自社小間内以外の場所で展示・宣伝・即売行為などを行うことはできません。また近隣の展示を妨害してはなりません。妨害の有無などは主催者が判断し、出展者等はこれに従うものとします。

5. 出展者等は、強い光、熱、臭気、または大音量を放つ実演や不快感を与える実演など、他の出展者等や来場者等の迷惑となる行為を行ってはなりません。実演などが他の出展者等や来場者等に多大な迷惑を与えていると主催者が判断した場合、主催者はその中止・変更を命じることができ、出展者等はそれに判断に従うものとします。なお自治体の火災予防条例により危険物の持ち込みは禁止されていますので、装飾物・演出としての裸火、煙・スモークマシン、ネオン管などの使用はできません。

6. 出展者等は、展示会場に適用されるすべての防火および安全法規・行政指導を厳守しなければなりません。

7. 出展者等は、本展示会会期中および会期後に他の出展者等や来場者等に対し迷惑のなる行為(強引なセールス、勧誘、誹謗中傷、営業妨害またはそれらに類する行為など)を行ってはなりません。かかる行為があったと主催者が判断した場合、主催者は本出展契約を解除し、次回以降の出展申し込みの不受理をすることがあります。

8. 本展示会の会期中および会期後の出展者と来場者間における高談・契約内容などに関して、主催者はその責を一時的に負いません。

9. 展示会場においては、主催者が認めた報道関係者等を除き、写真・動画の撮影を禁止する場合があります。出展者等は主催者に届け出て了承を得た後、自社ブースのみ写真や動画を撮影することがあります。

10. 展示会場内で酒類の販売や試飲提供はできません。また、酒類の出展ブースに展示する場合は事前に主催者までご連絡ください。

11. その他、本規約等のルールに違反するなど、出展者等の展示内容や行為により、他の出展者等や来場者等から苦情の申し立てや展示会場内で紛争を引き起こすことが予想されるか、既に苦情や紛争が生じた場合、主催者は主催者の判断で当該出展者との本出展契約を解除する場合があります。

8. 個人情報の取り扱い

1. 出展者は、展示または来場者証QRコード読み取りサービスなどを通じて来場者の「個人情報」を取得する場合、個人情報保護法および関連法令を遵守し、適法かつ適切な手段で管理しなければなりません。利用目的は必ず公表・通知し、その範囲内で適法かつ適切に利用します。特に第三者提供を行う場合は、法令で許される場合を除き、必ず「個人情報の情報主体である来場者から」同意を取らなければならないものとします。

2. 出展者は、来場者から取得した「個人情報」の開示、訂正、追加、削除、利用停止、消去の要求や、苦情の訴えなどを受けた場合、法令を遵守した適法かつ適切な対応を取らなければならないものとします。

3. 出展者が、取得した個人情報の管理・利用に関して来場者との間で紛争などが生じた場合、出展者は自らの責任で当該紛争の解決にあたるものとします。かかる紛争に際し、主催者は一切の責を負いません。

4. 主催者は、来場者の個人情報の正確性・真実性を保証するものではありません。

5. 第1項に基づき、出展者が個人情報を取得する場合、そのデータを本展示会のシステムにアップロードした場合、当該来場者の来訪記録が本展示会のシステムに記録され、出展者は当該来場者の個人情報を主催者から提供を受けることができます。ただし、当該記録(データ)は、出展者による来場者対応および営業活動のための利用に限られるものとします。出展者は当該目的の範囲を超えて利用しないでください。なお、出展者は技術的な要因その他の事由により、QRコードの読み取りができないうちも受け取ったデータが消失した場合には、来訪記録を提供できない場合があります。また、主催者は来訪記録を来場者向けサービス等に利用します。

6. 主催者は、来場者に対し、来場者登録時において、当該個人情報(本展示会のシステム)を通じて主催者から出展者に提供されることを説明し、明確な同意を得ています。また、来場者に発行する参加証においてQRコードを利用した来訪記録の外国にある第三者に提供について説明しています。

7. 出展者が個人情報保護法第28条第1項に定める外国にある第三者である場合、個人情報保護法に従って主催者が来場者に対して行う外国移転先に関する情報提供について、出展者は主催者に協力しなければなりません。

9. 損害賠償責任

1. 主催者はいかなる場合においても、出展者等が展示スペース、印刷物および本展示会のウェブサイトを使用することによって出展者等または第三者に生じた生命、身体、財産、名誉または信用への損害(前条で定める個人情報および来訪データを取得できない場合または主催者から提供されない場合を含む)に対し、一切の責を負いません。

2. 出展者等は、故意、過失の如何を問わず、展示会場内およびその周辺の建築物・設備および主催者が用意した設備に与えたすべての損害について、遅滞なく賠償するものとします。

3. 出展された製品・サービスについて他の出展者等や第三者と紛争が起きた場合、主催者はその責を一時的に負いません。出展者等はその費用と責任において、これを解決・処理し、主催者は一切の迷惑をかけるものとしません。万一、主催者に紛争に関連して損害等が発生した場合、すみやかに補填しなければならぬものとします。

4. 主催者は、天災地変、疫病、感染症の蔓延、交通機関の遅延、ストライキ、戦争、内乱、テロその他の不可抗力のほか、主催者の責にやらない事由による会期中の変更・短縮、および開催中止によって生じた出展者等の損害は補償しません。

5. 主催者の責により本展示会が会期中の変更・短縮または開催中止となった場合、主催者は出展者等に対し損失賠償を除く損害について賠償責任を負いません。ただし、損害賠償額(返金する出展料金を含む)は、当該出展者等にかかる出展料金の金額を超えないものとします。

6. 主催者は、会場マップ、ウェブサイト、ガイドブックその他の告知宣伝物の誤植等によって生じた出展者等の損害は補償しません。

7. 搬入期間を含む開催期間中に、出展者等が自らの行為に起因して他の出展者等または来場者等に生命、身体、財産、名誉または信用への損害を及ぼすような損害を与えた場合も、主催者は一切の責を負わず、他の出展者等または来場者との間の紛争を含む、出展者等の責任のもとで解決するものとします。

10. 反社会的勢力の排除

1. 出展者は、出展者等が現在反社会的勢力(以下の①～③に掲げる者)と関係している場合には、これは過去においても反社会的勢力ではなかったことを主催者に対して表明・保証するものとします。

- ① 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に基づき処分を受けた団体もしくはかかる団体に属している者、またはこれらの者と取引のある者、その他これらに類する団体もしくはかかる団体に属している者またはこれらの者と取引のある者
- ② 組織的な犯罪の処罰および犯罪収益の規制等に関する法律に定める犯罪収益等隠蔽もしくは犯罪収益等収受を行ってもしくは行おうとする疑いのある者、またはこれらの者と取引のある者
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(第2条第2号)に定義される暴力団およびその関係団体ならびにこれらに類する者
- ④ 総務省、社会運動機構、政治活動機構、特殊知能暴力集団などの団体または個人
- ⑤ 暴力、威力、脅迫的言動および詐欺的手法を用いて不当な要求を行い、経済的利益を追求する団体または個人

6. 前①～③のいずれかに該当する者または団体(以下「反社会的団体等」といいます)と関係することや示唆して不当な要求を行い、経済的利益を追求する団体または個人

7. 反社会的団体等が代表し、または支配する者、またはこれらの者と取引のある者

8. 反社会的団体等が取締役、執行役、業務執行社員、監査役、理事、監事またはこれらに類する団体の役員にある法人または団体

9. 出展者は、出展者等が前項に違反した場合、本出展契約を解除することができ、すでに受領した出展料金を返金せず、また当該解除によって出展者等に生じた損害も賠償しません。

11. その他

1. 本規約等および本出展契約に関連して生じる一切の紛争は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。出展者等は同意するものとします。

2. 主催者は、法令の許容する範囲内で本規約を変更することがあります。その場合、主催者は出展者に対し、本規約を変更すること、当該変更の内容および効力発生時期を適宜の方法で事前に周知します。当該効力発生時期以降は、変更後の本規約が適用されます。



お問い合わせ先

日本経済新聞社
コンテンツデザインユニット イベント事業部
熱中症対策 EXPO 担当

〒100-8066 東京都千代田区大手町1-3-7
TEL : 03-6256-7355
E-mail : netchu@shopbiz.jp

今後の開催予定

2027年 東京 3月2日(火)～5日(金) 東京ビッグサイト
大阪 7月22日(木)～23日(金) インテックス大阪
2028年 東京 3月7日(火)～10日(金) 東京ビッグサイト